

JAPAN ICOMOS / INFORMATION

INTERNATIONAL COUNCIL ON MONUMENTS AND SITES JAPANESE NATIONAL COMMITTEE 日本イコモス国内委員会

10期—6号



2017.6.20

目次◆CONTENTS

はじめに／西村幸夫 01

From the President／Yukio NISHIMURA

英語サマリー／内藤秋枝 ユミザベル 02

Contents of this Volume in Brief (English only)／Yumi Isabelle NAITO-AKIEDA

2017年次第1回拡大理事会報告(3/18)／山田幸正 03

The Executive Board Meeting 18th March 2017／Yukimasa YAMADA

日本イコモス国内委員会研究会報告(3/18)

Report on the Japan ICOMOS Seminar(3/18)

「町並み保存制度の研究会」について／刈谷勇雅 08

Studies on the Development of Japanese Legislative Systems for the Conservation of Historic Towns and Built Landscapes／Yuga KARIYA

町並み制度成立史研究会のこれまでの活動をふりかえって／下間久美子 09

Discussion over the Activities of the Research Group for Historical Studies on the Development of Japanese Legislative Systems for Conservation of Built Landscapes／Kumiko SHIMOTSUMA

文化遺産防災国際シンポジウム(3/18)

The International Symposium on Disaster Mitigation for Cultural Heritage

概要報告／益田兼房 10

Outline Report／Kanefusa MASUDA

ブルーシールド日本国内委員会設立の重要性／栗原祐司 11

The importance of setting up the Japanese National Committee of the Blue Shield／Yuji KURIHARA

ICOMOS University Forum Workshop報告

「再建」と「オーセンティシティ」に関する学際的問い直しの挑戦／岡橋純子 12

Revisiting "Authenticity" and "Reconstruction" from an Interdisciplinary Viewpoint／Junko OKAHASHI

日本イコモス国内委員会小委員会報告

第6小委員会(鞆の浦)鞆の浦で進行中の雁木復元工事／伊東 孝 14

The 6th Subcommittee(Tomo-no-ura)／Takashi ITO

第13小委員会(眺望遺産及びsetting)活動報告と計画／赤坂 信 15

The 13th Subcommittee(Vista and Setting)／Makoto AKASAKA

第2回mASEANa Project 国際会議(ハノイ)報告

アセアンmodern建築のバイオニアたち／村松 伸 15

Report of the 2nd mASEANa Project International Conference(Hanoi)- The Pioneers of Modern Architecture in ASEAN／Shin MURAMATSU

熊本地震文化財復旧の今／矢野和之 16

Current State of Recovery of Cultural Properties from the Kumamoto Earthquake／Kazuyuki YANO

新入会員の声 Voices from New Members 19

石野利和／北 茂紀／舟引敏明／高村功一／鳥越けい子／平井奈美／中山一郎

お知らせ Announcements

日本イコモス賞・日本イコモス奨励賞の募集について 20

Call for Candidatures to the Japan ICOMOS Awards and Japan ICOMOS Encouragement Awards

第19回国際イコモス年次総会・国際学術シンポジウムについて 21

About the 19th General Assembly of ICOMOS and the International Scientific Symposium

事務局日誌 Diary 22

はじめに

西村幸夫



前野まさる 画

去る4月2日、広島県福山市鞆の浦において、湯浅英彦知事も出席して、現在の県事業に関する住民説明会が開かれました。2012年6月に県が埋め立て架橋計画を撤回し、山側トンネルとその他の総合対策をほどこすと表明してから5年近くが経過した現時点での状況が報告されました。新聞報道によると住民説明会には170人が参加したということで、意見の不一致は依然明らかではあるものの、賛否の議論を進める場を持つことができるようになったことは2013年に持たれた湯浅知事による住民説明からの前進ではあったといえるでしょう。

日本イコモスは、鞆町内の通過交通を軽減するための抜本的な方策として山側トンネル案を提案し、現在でもその実現を強く求めています。ただし、山側トンネルが早期に実現することは望み薄であるという現状において、町内の交通問題の解消や防災対策も並行して進めていかなければならないということは、かつての鞆地区地域振興住民協議会での共通理解でもあり、尊重すべきと考えています。

鞆の浦の景観の保全整備と文化財的価値の保護、そして鞆地区における安全安心のまちづくりとを両立させる途を探ることが私たちの責務だと考えています。そのための専門的知見の提供を惜しむものではありません。

Contents of this Volume in Brief Japan ICOMOS Information 10-6

By Yumi Isabelle NAITO-AKIEDA

Halfway into 2017, the second volume of the Information presents Japan ICOMOS activities for the second trimester.

The Board meeting of March was followed by this year's first Japan ICOMOS Seminar. The theme of the day was the legislative systems for the conservation of historic towns and built landscapes: issues posed by social and economic changes were raised especially with regard to Japan's demographic situation, and the presentation about the activities of the Research Group pointed out differences between the key terms used by field actors in conservation and city/regional planning, for which explanations could be sought in a parallel consideration with the concepts and practices for "cultural landscapes" and "historic urban landscapes" debated on the international scene.

One year ago flash reports and appeals for recovery from the Kumamoto Earthquake were issued by ICOMOS Japan. Today, while endeavours for recovery support more adapted to non-officially-protected heritage structures are starting to yield some results, many owners are still facing the ultimatum between finding ways to finance reconstruction too expensive to bear alone or using the limited subvention available to dismantle their damaged heritage buildings. Ever new solutions or support have to be devised to strengthen private platforms of volunteers to advise and interconnect owners with administrations, and respond to each different case in the most adapted manner.

In one way concluding the questioning on Reconstruction approached by ICOMOS over 2016, but in another way opening future paths for debate, the University Forum Workshop provided the opportunity to revise the wide variety of understandings which the term "reconstruction" holds, including not only interventions for physical structures, but also the recovery and renaissance of related communities, their self-respect and social vitality.

Other international activities and Symposia include the presentation in Vietnam of pioneers of modern architecture in ASEAN countries, and a meeting to discuss the possibilities offered by the Blue Shield in the field of disaster mitigation of heritage as well as increased networking for the setting up of a national committee for September 2019.

Two subcommittees, one for the vista and settings and the other for Tomo-no-Ura, report of cases where Japan ICOMOS plays a role of mediation: the first calls on developers and governments for an adaptation of measures to respect sequential landscape as well as caution regarding a construction project affecting the vista of Gaien in Tokyo, while the other seeks to bring together resident groups and local administrators for dialogue before action over a development that affects the heritage values of the historic port.

The call for the fourth Japan ICOMOS Awards is launched: please note that the deadline for submission of candidatures has been reviewed and falls in the end of July, and spread the word to submit your favourite conservation projects!

2017 年次 第 1 回 拡大理事会報告



2017 年次第 1 回拡大理事会が去る 2017 年 3 月 18 日（土）13 時半から 16 時まで、岩波書店一ツ橋ビル地下 1 階会議室（東京・神保町）で開催された。出席者は、委員長：西村幸夫、副委員長：岡田保良、荻谷勇雅、理事：石川幹子、土本俊和、友田正彦、内藤秋枝ユミイザベル、花里利一、増井正哉、宗田好史、山田幸正、監事：赤坂 信、事務局長：矢野和之、小委員会主査：伊東 孝、岩崎好規、ISC 委員：岩淵聡文、大野 渉、法人化担当幹事：尾谷恒治、事務局幹事：館崎麻衣子、事務局：児玉千絵の 20 名である。拡大理事会で討議された審議事項、協議事項、報告事項などは以下の通りである。

刊行物の報告

1. インフォメーション誌 10 期 5 号の刊行について
2017 年 3 月 15 日付けで刊行されたインフォメーション誌（全 44 頁）の内容について、簡単な紹介が山田理事よりなされた。

審議事項

1. 入退会者

1) 入会者

申請書類の回覧、審議の結果、以下の個人会員 7 名と学生会員 1 名の入会が承認された。

個人会員 7 名

氏 名	所 属	専門分野	推薦者
石野 利和 (いしの としかず)	国立大学法人 筑波大学	法学	稲葉信子・ 矢野和之
北 茂紀 (きた しげのり)	株式会社 北茂 紀建築構造事務 所	建築構造	赤澤 泰・ 矢野和之
高村 功一 (たかむら こういち)	株式会社 文化 財保存計画協会	文化財修復	荻谷勇雅・ 矢野和之
鳥越 けい子 (とりこえ けいこ)	青山学院大学 総合文化政策学 部	サウンドスケープ 芸術文化学	西村幸夫・ 矢野和之

平井 奈美 (ひらい なみ)	株式会社オリエンタル コンサルティング グローバル総合開 発事業部 建築開発部	国際協力における文化遺 産保全と開発、開発コン サルタント、家政学	岡田保良・ 増井正哉
舟引 敏明 (ふなびき としあき)	公立大学法人宮 城大学 事業構想学部	造園、都市計画、行政	益田兼房・ 矢野和之
守山 弘子 (もりやま ひろこ)	外務省大臣官房 国際文化協力室	法律・外交	西村幸夫・ 矢野和之

学生会員 1 名

氏 名	所 属	専門分野	推薦者
中山 一郎 (なかなま いちろう)	京都大学大学院 人間・環境学研 究科	共生文明学	増井正哉

2) 退会者

個人会員 2 名の退会が承認された。

個人会員 5 名

氏 名	専門分野	退会理由
土屋 敦夫 (匿名)	建築史・都市計画史・工学	一身上の都合

日本イコモス国内委員会 会員数（今回の入退会者を含む）

個人会員 456 + 7 - 2 = 461 名

維持会員 16 団体 / 団体会員 3 団体

学生会員 1 + 1 = 2 名

協議事項

1. 次回日本イコモス国内委員会研究会について

来る 6 月 24 日開催予定の第 2 回拡大理事会の前後で、以下の 2 つの研究会を企画してはどうかとの提案が岸本理事からあり、それについて協議した。

2017 年 6 月 24 日（土）

11:00 ~ 13:00 「20 世紀建築 20 選の選定について」20 世紀 20 選 WG（後藤治氏、山名善之氏、田原幸夫

氏、鯉坂徹氏など)

(13:30～15:30 理事会)

16:00～18:00 「シリア・パルミラの葬制研究・保存修復と危機に瀕する文化遺産の国際会議の組織化と実践」西藤清秀氏(日本イコモス賞受賞者)

二つの研究会のいずれにも参加したい人は、理事会開催の間、どこかで時間をつぶしてもらわなくてはならない、20世紀建築については少し大きめの会場を用意する必要があるのではないか、などの意見が出された。それぞれの講演予定者に都合を問い合わせてみるとともに、20世紀建築については別日程での開催も検討してみることとした。

(後日の検討により、6月24日は、理事会に引き続き、16時より研究会のみを開催することとした。)

2. 日本イコモス賞・日本イコモス奨励賞 2017 の募集について

前回拡大理事会において、2017年次より日本イコモス賞選考委員会は新たなメンバー(委員長:荻谷勇雅、委員:前田耕作、岸本雅敏、田原幸夫、高崎康隆)で構成されることが承認された。小野前委員長より、以下のようなイコモス賞選考過程などに関する課題が指摘されている。①公募から選考決定までの日程がかなりタイトである。②応募者・推薦者が少ない。③とくに奨励賞における書籍などの有効



写真1 拡大理事会の様子

期間など、業績の規定に曖昧なところがある、など。これらの課題について、選考委員会において至急検討することとした。とくに選考日程を、6月頃の公募開始、9月の理事会での決定とすることなど、これまでより前倒しにする方向で検討することとなった。

3. パリ本部への国内委員会3年レポートの回答

パリ本部より、各国内委員会宛にレポート回答の要請があり、その案を作成した。公表される予定である①2014年～2016年の3カ年間の活動要約、②2017年の抱負については以下の通りである。

①2014年～2016年の3カ年間の活動要約(英文200-300 words)

日本イコモス国内委員会では、年次総会のほか、年4回の理事会、研究会、国内外専門家との懇談会などの開催や年4回の会報誌の発行、HPによる一般への情報提供等を行っている。また、文化遺産保護に関わる重要案件について提言や懸念表明を行い、施策の改善等に寄与している。これらに加え、「日本イコモス賞」および「日本イコモス奨励賞」を創設し、文化遺産の保存活用理念、保存活用活動、保存活用プロジェクトの前進等に貢献し、優れた業績を挙げた者に授与している。

なお、当委員会では、若手の会員を当委員会の会議やシンポジウムに積極的に参加させることにより、その育成を図っている。

以下、その他日本イコモス国内委員会の活動。

2014 ◆ Produced the progress report of Great East Japan Earthquake Recovery/ 5th of November

2015 ◆ General Assembly Fukuoka (Japan) /26th -30th of October, 2015/ Fukuoka, Japan/ 228 participants from 56 countries.

2016 ◆ Produced the Report of the 2016 Kumamoto Earthquake/ 11th of June, 2016.

◆ Holding a symposium named 京都 祇の森・鞆の浦・原爆ドーム-世界遺産と景観問題を考える-/23rd of July, 2016/Hiroshima, Japan.

◆ 熊本地震被災文化遺産所有者等連絡協議会交流会/2017年2月9日



②2017年の抱負（英文200-300 words）

2016年に発生した熊本地震により、多くの指定、未指定の文化遺産が被災した。国等の指定文化財の復旧・修理は国等の支援を得て着実に実施されると見込まれるが、登録文化財や未指定の文化財等に関しては、全く復旧への支援がない、もしくは支援の上限があるため、このままでは消滅するおそれがある。日本イコモス国内委員会では、このような大災害等の緊急事態が発生した際の未指定文化財を救うため、シンポジウムの開催や具体的仕組みづくりに力を注いでいく。

以上の通り、西村委員長より、報告があり、これを承認した。

4. Intangible Cultural Heritage (ICICH) のISC日本代表について

無形文化遺産のISC (ICICH) の会員管理担当者より、日本人会員2名のステータスについて問い合わせがあり、3月31日までの回答が求められていることが、西村委員長より報告があった。協議の結果、これら2名の方について、断片的な情報はあるものの、どちらの方を日本からの voting member とするかはこの場では決定することはできない旨、先方に回答することとした。また今後、ICICH 日本代表としては、拡大理事会への出席など日本イコモス国内委員会との連絡がとれることが必要であり、双方にその意思確認を至急行うこととした。

5. ブルーシールド国内委員会設立協力について

3月18日、東京文化財研究所において、「文化遺産防災国際シンポジウム—文化遺産を大災害からどう守るか：ブルーシールドの可能性Ⅱ」が開催された。このシンポジウムの参加者らと矢野事務局長・岡田副委員長が面談し、太平洋地区およびオランダ・中米におけるブルーシールド国内委員会の設立等について意見交換を行った。4つの組織をベースに我が国の

ブルーシールド国内委員会を設立することについて、本部への申請などそれなりの時間がかかる見込みであることが報告された。イコモス国内委員会としてこれに協力していく方針を確認するとともに、当該シンポジウムについて、次号インフォメーション誌でその内容等を報告いただくこととした（本誌10～12頁参照）。

6. リコンストラクションに関する小委員会設立について

イコモス本部では、近年の複雑で困難な状況に対応するため、文化の多様性を反映した事例分析とそのためのマトリックス策定プロジェクトが始まろうとしており、これに対応するための小委員会を設立したい、との要請が河野俊行本部副会長から書面であったことが報告され、これについて協議した。

現在求められているポスト・トラウマ・リカバリーに関するガイダンスとの関係や我が国独自の復元工事のあり方との関係などについて意見が出された。とりあえず、本部で進めているマトリックス策定プロジェクトの受け皿として、河野本部副会長を主査として、リコンストラクションに関する第19小委員会の設立を承認した。

7. 文化的景観としての皇居外苑の再生に関する提言（案）について

第18小委員会（文化的景観）の石川幹子主査より、標記の提言の案文が示された。協議の結果、日本イコモス国内委員会および日本イコモス文化的景観小委員会の連名で、提言として出すことを承認した。ただし、内容として、文化的景観としての価値について明示すること、時代の重層性の観点から「江戸城」や「宮城」などの一部であった時代等も含めることなど、今回の議論を踏まえて、文案についてはメールなどで回覧して継続して審議することとした。

8. イコモス本部役員改選について

2017年12月にデリーで開催予定のイコモス総会において、本部役員の改選が行われる予定である。その際、現副会長である河野俊行氏を、日本イコモス国内委員会としてイコモス会長候補に推薦したい旨、西村委員長より提案があり、全会一致でこの提案を承認した。

報告事項

1. 熊本地震関連の「被災文化財の緊急支援に関する要望書」について

2016年4月16日に発生した熊本地震による被災文化財に関連して、以下の2点を求める要望書を2017年2月に関係者に送付したことが矢野事務局長より報告された。

- 1) 復興基金からの文化財復旧支援：国指定文化財だけでなく、地方公共団体指定文化財、国登録有形文化財、特に価値のある未指定文化財（歴史的建造物等）、景観重要建造物などの修理・修復に関する復興基金からの速やかな支援。
- 2) 激甚災害指定地における被災登録文化財等の支援を可能にする法律の制定：震災等の被災に関して、国登録有形文化財等の修理工事費の支援が可能になる「（仮称）震災等による被災文化財復旧・復興に関する法律」の制定。

2. 熊本市花畑別館の解体着手について

2017年2月13日付けで、熊本市長より「熊本市花畑別館の解体着手について」が届いたことが、矢野事務局長より報告された。

3. 下鴨神社および二条城周辺の整備計画の経過について

第8小委員会（バッファゾーン）が策定した予備的提言を参考に、ユネスコ世界遺産センターに対して、文化庁が英文による文書を作成し、その際に文言の訂正等に協力した旨、荻谷副委員長より報告があった。

4. 日本イコモス国内委員会法人化について

前回拡大理事会に引き続き、尾谷幹事より、日本イコモス国内委員会の法人化に関連して、とくに公益社団法人をめざす場合の作業等の工程・日程について説明された。

5. Post Trauma Recovery and Reconstruction について

イコモス本部より、ICOMOS Guidance on Post-trauma Recovery and Reconstruction for Cultural World Heritage Properties という文書への緊急の問合せがあり、2017年2月3日付けのEメールで回答した旨、西村委員長より報告された。

6. 日本イコモスパートナーシップ事業について

ANA とのパートナーシップ事業として、2017年1月、中川武氏の引率によるアンコール遺跡ツアーが実施されたことが、館崎事務局幹事より報告された（インフォメーション誌10-5号 37～39頁参照）。

7. 小委員会報告

◆第13小委員会（眺望遺産）

神宮外苑（新宿区霞が丘5-1）に地上13階建て、高さ約50mのホテルが建設される計画について、赤坂主査より報告された。



◆第17小委員会（遺産保存のための地盤及び基礎）

2016年度の活動報告および2017年度の活動計画について、岩崎主査より報告された。

8. 共催及び後援依頼について

日本イコモス国内委員会宛に以下の共催・後援依頼があったことが矢野事務局長より報告され、いずれも承認された。

共催名義使用依頼事業（メール審議の上、すでに承諾済み）

名称：文化遺産防災国際シンポジウム

日程：平成29年3月18日（日）13:00～（予定）

主催：独立行政法人国立文化財機構 文化財防災ネットワーク推進本部

後援名義使用事業（1）

名称：第6回百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進シンポジウム

日程：平成29年5月14日（日）13:00～（予定）

主催：百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議

後援名義使用事業（2）

名称：「わが国の近代建築の保存と再生」第17回講演会：20世紀の巨匠ル・コルビュジエと世界遺産 国立西洋美術館－わが国の近代建築への影響－

日程：平成29年5月20日（土）13:00～（予定）

主催：武庫川女子大学

後援名義使用事業（3）

名称：「シルクロードの文化と建築」第6回講演会：シルクロードの陶器とタイル

日程：平成29年10月14日（土）13:00～（予定）

主催：武庫川女子大学

9. 日本の明治産業革命遺産：鉄、鋼、造船、石炭産業レポートについて

イコモス本部から明治産業革命遺産の保全状況に関する日本のレポート内容について確認要請があり、委員長・副委員長で確認の上回答した旨、西村委員長より報告された。

10. 担当幹事の指名について

狩野朋子氏を広報担当幹事、山田大樹氏をヤング・プロフェッショナル（Young Professional）担当幹事、マルティネス・アレハンドロ氏を第19小委員会（リコンストラクション）担当幹事にそれぞれ指名した旨、矢野事務局長より報告された。

（記録：山田幸正）



写真2 拡大理事会の様子

日本イコモス国内委員会研究会報告(3/18)

◆「町並み保存制度の研究会」について

苅谷勇雅

2017年3月18日(土)の第1回拡大理事会の後の恒例の研究会は、町並み保存制度をめぐり、文化庁の下間久美子さんと京都府立大学の宗田好史先生のお二人の発表と、これを受けてのディスカッションを行った。下間さんの発表の具体的な内容は別稿をご覧くださいですが、ここでは今回の研究会の企画趣旨を記したい。

今回の企画のきっかけは、下記の「町並み制度成立史研究会」がこの1月に行った第2回の研究報告会での下間さんの報告と、この研究報告会にコメンテーターとしてお招きした宗田先生からいただいた町並み保存をめぐる社会的変化と課題に関する発表



写真1 下間久美子さんの発表



写真2 宗田好史先生の発表

京都市内の	
2011(平成23)年度	
2012(平成24)年度	
2013(平成25)年度	
2014(平成26)年度	
2015(平成27)年度	
合計	

が、それぞれたいへん充実しており、より多数、多様な出席者が集まる日本イコモスの研究会でも改めて発表いただき、議論を深めたいとの思いであった。

歴史的集落・町並みの保存は国の保存制度が確立してからでも40年以上経過し、重伝建地区も114を数えるようになった。そして、現在、歴史的町並みも含めて歴史的建造物への市民の関心が深まり、その保存活用が活発になってきている。しかし、一方では、この間の社会的、経済的变化の中で、課題も変化し、多様かつ深刻になっている。今回の研究会ではそれらの状況がさらにクリアに示され、活発に議論された。文化遺産保護のさらなる制度的充実やその担い手の確保をめぐって、日本イコモス内部での継続的な議論を促す発表であったと言える。

「町並み制度成立史研究会」は、伝統的建造物群保存地区制度の成立過程や初期の運用において、住民や有識者、地方公共団体の意見や経験がどのように反映されたのかを多角的に検証することを目的に、実務家、研究者、行政職員など十数名が相集い、2012年6月に発足した。この調査研究は大成建設自然・歴史環境基金の継続的な支援を受けたが、それ以前の萌芽的活動を含め、これまで町並み制度発足当時から先の先達・関係者計19名のインタビューを実施し、またこの分野の代表的な研究者等をコメンテーターに迎えて研究発表会を開催している。これらの詳細なインタビュー記録や関連資料等は、研究会のFacebook上で順次公表しているので、ぜひアクセスしていただきたい。



写真3 ディスカッションの様子



◆町並み制度成立史研究会のこれまでの活動をふりかえって

下間久美子

(1) 本稿の位置づけ

町並み制度成立史研究会（以下、「研究会」という）の活動については、前述のとおりである。研究会として町並み保存史をまとめ、その成果を今後の歴史的都市保全に活かしていきたいと考えているが、その作業が途上であるため、本稿では、個人的な見解を交え、「ギャップを認識する」という切り口から、これまでの研究を振り返ってみたい。（文中敬称略）

(2) インタビューから垣間見えるギャップの例・1

研究の早い段階で感じたのが、海外情報の活用に見られた伝建地区制度創設関係者と現場実務者との間のギャップである。

伝建制度ができる過程では、UNESCO や ICOMOS を中心とする国際社会の取り組みや、フランスのマルロー法等に係る情報からも影響を受けていると言われており、このことを否定するものではない。しかし、都市計画という立場から妻籠宿の保存調査（昭和 42～43 年）に参加した山岡義典（当時：東大大学院）や、京都市市街地景観条例による景観対策と町並み保存対策に取り組んでいた大西國太郎（当時：京都市）は、参考にした海外の事例はなかった、或いは実務に役立つほどではなかったとする。また、妻籠宿や高山、奈良井宿等の調査を行った上野邦一（当時：名古屋大学大学院、奈文研）は、イギリスから取り寄せられた報告書に掲載されていた連続立面図や、伊藤ていじによって紹介されたデザイン・サーヴェイの取り組みから示唆を得たとする。

建物の立面や平面を連続して描き、その中に建物と一緒に樹木や工作物、石造物、そして人の暮らしぶりを描き込む作業は、生活や生業と集落・町並みの形との関係を理解し、その土地のデザイン・ボキャブラリーを蓄積し、発展のありようを想起するトレーニングとなったことが、矢野和之（当時：武蔵工業大学大学院）の話からうかがえる。デザイン・サーヴェイは、その後、作業成果を計画論に活かす素地

が都市計画にも文化財保護にもなかったため、下火となったが、歴史と文化を活かしたまちづくりに資する諸制度が発展しつつある現在、計画論としてだけではなく、教育論の一環として振り返る意義もあるのではないだろうか。

(3) インタビューから垣間見えるギャップの例・2

制度の創設に関わる者と、それを現場で実践する者の間には、海外の事例の取り入れ方一つをとっても視点の相違があるわけだが、インタビューの内容を合わせ見ると、伝建制度、文化的景観の制度、歴史まちづくり法等のいずれも、法制度を作る者、運用する者（国担当者）、現場に適用する者（地方公共団体担当者等）、地区住民との間にはギャップがあることがうかがえる。

例えば、社会全般が法制度に理念を求めがちであるが、制定に携わるものは、法制度はその時の社会の問題に対応するためのものであって、理念は現場で形成されるべきと考える。しかし、文化財の選定や計画の認定、そしてその先にある財政支援が関わる都合上、地方公共団体は法制度の現場への適用について国の意向に沿う必要があり、計画策定業務を受けるコンサルタントは、行政機関から得た指示を是として実務にあたるよりほかはないという状況があるようだ。このような傾向は、制度が対象とする「文化財」や「まちづくり」の面積が大きくなり、それを構成する要素が多岐に及ぶほど、顕著になっている印象を受けている。

高山市教育委員会の職員として伝建制度に長く携わってきた田中彰は、高山のまちづくりについて、「皆で相談し、納得しながら進むべきという考え方が、ずっとあった」と述べる。また、「市長の意向も大事だが、町並みを大事にしないと怒る住民がいることも大事」とする。「その土地のどのような価値観や社会規範を尊重したまちづくりを行うか」ということに対する住民間の合意形成は、歴史や文化を活かしたまちづくりの根幹を成すものと考えているが、広域になればなるほど、このことが丁寧に行いづらくなり、ややもすると形式的になりがちなのではな

いだろうか。伝建制度創設時に誰もが大事とした「住民が主体、行政は支援」という考え方が、「行政が主体、住民は参加」という状況に転換しつつあるようにも感じられる。今後も、多くの方々の経験を聞き取りながら、「限定的な範囲の集落・町並み保存」と「広域的な景観の保全」の仕組みに現れるギャップを追求し、それぞれの特徴を認識し、その効果的な協調について考察を深めたいと考えている。

本研究会が平成 27 年 10 月に作成したパンフレット「町並み制度成立史研究会の活動（2012.6－2015.9）」には、その当時の考察内容の一つとして「伝建制度は、文化財保護法上に市町村の主体性を尊重した保護手続き上の枠組みを提供したが、事例の集積から理念を成熟させる仕組みづくりという点では必ずしも十分ではなく、伝建地区が増える中では多様さが制度解釈をわかりにくくしているようである。」という一文を載せている。これは、研究会会員の川崎香織の修士論文「歴史ある町並みをどう受けつづか：修景のあり方をさぐる」（2014 年日本建築学会優秀修士論文賞）でも指摘されている。伝建制度の問題として捉えられがちであるが、前述の状況や制度間連携の状況に照らし合わせれば、日本の歴史まちづくり全般の問題として認識する必要があるのではないだろうか。

（4）おわりに

19 人にインタビューを行う中では、文化財保護関係者が使う「価値」という言葉と、都市計画や地域計画関係者が使う「特徴」という言葉にも、似て異なる感覚があるように感じている。世界遺産に関連するカルチュラル・ランドスケープやヒストリック・アーバン・ランドスケープの議論は、「価値を守るための規制」と「特徴を活かすためのアプローチ」の区分と協調を考える上で参考になると思われる。

一方で、19 人のインタビュー対象者が目指していたことには共通点があることもわかる。それは、その地域の歴史風土を考慮しながら、守るもの、変わるものを選択し、森まゆみが述べる「住民にとって大事な原風景、愛着、居心地の良さ」を尊重したま

ちづくりを進めていこうとする点である。そうであるなら、西村幸夫が述べるように、「都市を定量的に評価するだけではなく、質的に評価する指標を持つ」ことが、その地域に合った法制度を複合的に活用する有効な手がかりとなるかもしれないと考えているところである。個人的には、このような検討に身を置く中で、世界遺産の戦略目標である 5C（Credibility、Conservation、Capacity-building、Communication、Communities）の意義に理解が及んできたところである。

今後もインタビューを積み重ねながら、そこから読み取れることをまとめていきたいと考えている。また、町並み保存史の定着と広まりを願い、かつ、実務の参考になるようにと、インタビューの成果を Facebook に掲載している。一人でも多くの方々に役立てていただければと思う。

※研究会発足後にインタビューを行った 19 名は、実施順に、大河直躬、上野邦一、山岡義典、大西國太郎、三村浩史、西川幸治、宮澤智士、仲野浩、村上じん一、土川克広、田中彰、矢野和之、坂本勝比古、本中眞、岡田文淑、舟引敏明、西村幸夫、越澤明、川端五兵衛の各氏である。

文化遺産防災国際シンポジウム(3/18)

◆概要報告

益田兼房

2017 年 3 月 18 日（土）午後、「文化遺産防災国際シンポジウム－文化遺産を大災害からどう守るか：ブルーシールドの可能性 II－」が、東京文化財研究所講堂で開催された。主催は国立文化財機構の文化財防災ネットワーク推進本部、共催は文化遺産国際協力コンソーシアム、そして ICOMOS と ICOM（国際博物館会議）の各日本国内委員会である。

今回の会議は、2015 年 12 月に京都国立博物館で行ったブルーシールドの国際的枠組み検討のシンポジウムに続くものである。先進地西欧、日本同様に



地震帯にある中南米、地震や台風で危険な太平洋地域から関係専門家を招聘して、海外のブルーシールド国内委員会の形成や活動の報告を伺い、また日本の課題を検討して、文化遺産を大災害等からどう守るか、パネル・ディスカッションを行った。シンポジウム報告者等は、下記6名（敬称略）である。

- 1) 高橋暁（ユネスコ太平洋事務局企画官）：ハーグ条約制度と太平洋地域 BS 活動
- 2) 益田兼房（ICOM/ICOMOS 専門家）：2015 年国連防災世界会議会合の成果と課題
- 3) アンドレア・キースカンプ（オランダ・ブルーシールド理事）：事例報告
- 4) サミュエル・アルチェ（グアテマラ・ブルーシールド理事 ICOM-DRMC）：事例報告
- 5) 栗原祐司（国立文化財機構事務局長）：日本の文化遺産防災の取組みと今後の展望
- 6) 藤岡麻理子（横浜市立大学特任助教）：ハーグ条約締結国会議の近況

個別事情は多様であるが、自然災害時に文化財分野を超えての総合的な救援・復旧活動連携が、ブルーシールド国内委員会の下に行われている状況が判明した。同時通訳付き、聴講無料で、聴講者は60名近かった。開会挨拶は、銭谷眞美東京国立博物館館長と山崎秀保文化庁文化財部長、閉会挨拶は前田耕作文化遺産国際協力コンソーシアム副会長が行った。この報告書は2017年度に作成し、内外に広く配布し活用を図る予定となっている。

なお、この前日に非公開の研究会をほぼ同じメンバーで行ったが、ユネスコ太平洋事務所嘱託のロナルド・ボルチェリ氏から、ハーグ条約・ブルーシールド活動の自然災害への法的適用可能性についても、報告いただいた。ここには、コンソーシアムから岡田保良副会長、イコモスから矢野和之事務局長に参加いただき、また ICOM、ICOMOS と並んでブルーシールドを構成するユネスコ国際 NGO である IFLA（国際図書館連盟）、ICA（国際公文書館会議）の各国内委員会に準ずる組織からも、ご参加をいただいた。

◆ブルーシールド日本国内委員会設立の重要性

栗原祐司

2011 年東日本大震災、2016 年熊本地震等と、日本は大規模災害による各種文化遺産の被害とその救出・修復作業が続いている。国立文化財機構では、2014 年に文化財防災ネットワーク推進本部を立ち上げ、2015 年3月には国連防災世界会議に関連して文化遺産防災国際専門家会合「文化遺産と災害に強い地域社会」を、ユネスコ・イクロム・文化庁と共催で開催したが、ICOMOS-ICORP 及び ICOM-DRTF もこれにご協力いただいた。この会合の結論文書では、Blue Shield（BS：ユネスコ・ハーグ条約の総合的な文化遺産救援活動）など、各国政府による国内的、国際的なネットワークへの支援等の勧告がなされている。

ユネスコの1954年ハーグ条約及びその第一・第二議定書について、日本はすでに2007年に批准し、国内関連法として同年に「武力紛争の際の文化財の保護に関する法律」を制定したが、具体的な運用準備段階には至っていない。しかしながら、政府は毎年ユネスコでの同条約締結国会議や第二議定書理事会に参加し、所定の報告を継続的に行っている。

一方、国際 NGO レベルでは、第二議定書の理事会会議において諮問専門家国際 NGO とされている ICBS（国際ブルーシールド委員会：ICOM、ICOMOS、IFLA、ICA 等から構成）があるが、これに対応したブルーシールド国内委員会は、日本では未だ設立されていない。世界的にはブルーシールド国内委員会の設立は欧米先進国等で増加しつつあり（図1）、日本もその設立が国際的に期待される状況となっている。

このような状況下、国立文化財機構では、2015 年度及び16年度に、「文化遺産防災国際シンポジウム－文化遺産を大災害からどう守るか：ブルーシールドの可能性」を、京都及び東京で開催し、国際的状況の把握に努めている。2015 年度の英・米・豪等での国際活動に引き続き、16 年度は西欧・中米・太平洋地域でのブルーシールド活動を学ぶこととした。このため公開国際シンポジウムの前日に、関係の NGO 国内委員会組織にご参加いただいて研究会を開催し、

ブルーシールド国内委員会設立状況 (ICBSホームページから 2016.2)
BLUE SHIELD NATIONAL COMMITTEES LIST 2016

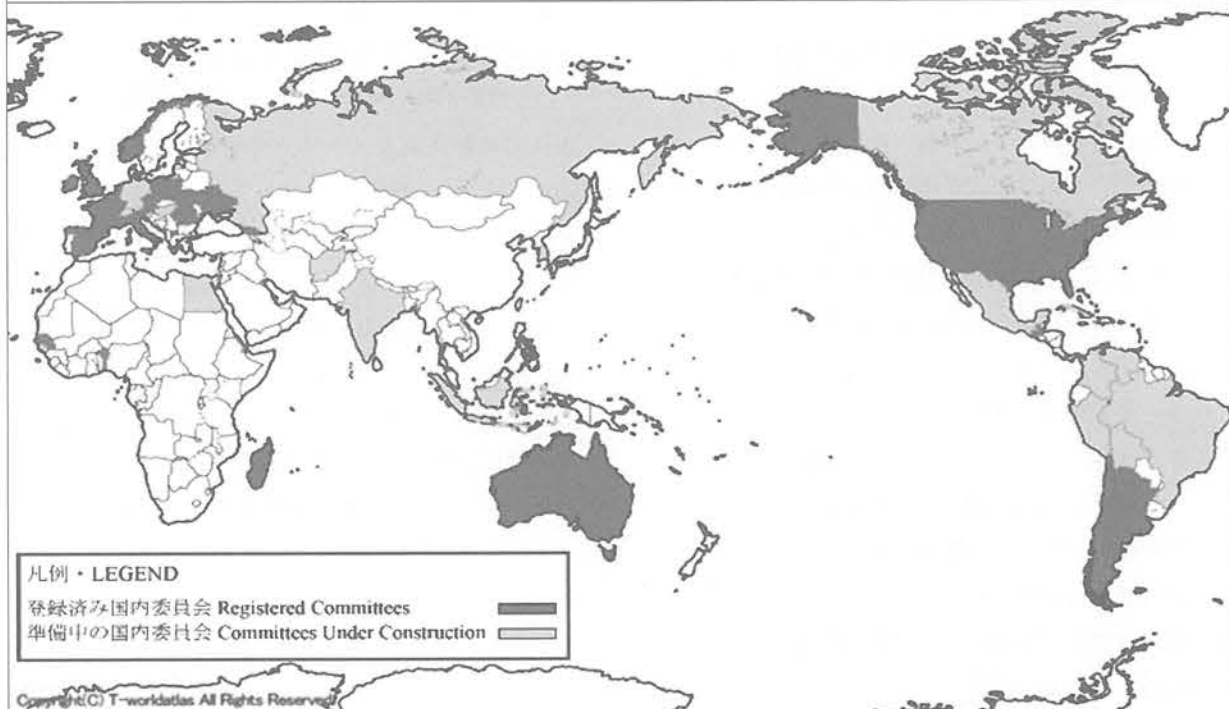


図1 ブルーシールド国内委員会設立状況 (ICBS ホームページから、2016年2月)

ハーグ条約運用現況やブルーシールド活動の課題等をより深く理解し、今後のネットワーク形成と国内委員会設立検討に資するべく、情報共有を行った。

各地で想定されている直下型大地震では、歴史的建造物やその内部の文書や美術工芸品など多様な文化財が同時に被災することから、政府・自治体による総合的な救援復旧活動計画の策定が必要とされている。災害大国日本において、ブルーシールド国内委員会の重要性は、ますます高まっていると言える。

今後のブルーシールド国内委員会の設立に向けて、まずは国内委員会組織が整備されている ICOM と ICOMOS とで準備委員会を早期に立ち上げ、具体的な活動内容を検討し、ICBS による国際的な承認が得られるよう規約策定作業などを行うことが求められる。さらに、ICA 及び IFLA の国内委員会に相当する組織にもご参加いただき、2019 年 9 月に開催予定の ICOM 京都大会までに設立したいと考えている。日本 ICOMOS 国内委員会の積極的なご支援、ご協力を

お願いする次第である。

(国立文化財機構副理事、京都国立博物館副館長、
ICOM-DRMC 災害危機管理国際委員会委員)

ICOMOS University Forum Workshop 報告
「再建」と「オーセンティシティ」に関する学際的
問い直しの挑戦

岡橋純子

2017 年 3 月 13 日から 15 日まで、“ICOMOS University Forum Workshop on Authenticity and Reconstructions”と題する研究会合がパリ東郊シャラントン＝ル＝ポンのイコモス国際事務局本部で開催された。参加者は、前年に広く呼びかけられ秋のメー切までには 100 を超える数が提出された論文アブストラクトをもとに選考を経て招致された 30 名前後の専門家であり、約 20 か国からここに集うこととなっ



た。二日半の間、ベテランの世界遺産委員会議長経験者から気鋭の若手研究者まで、専門家同士が世代や経験年数の差を超えて忌憚なく平等な議論を展開した。

近年の国際情勢において、とりわけイラクやシリアでの大規模な文化遺産破壊の事実は、これらがいずれ再建されるのか否かという課題を文化遺産保全の範疇を超えた国際的議論の frontline に打ち出してきている。このたびの会合のテーマも“A contemporary provocation: reconstructions as tools of future-making”というものであり、「再建」「オーセンティシティ」「未来設計・未来管理」という三つのキーワードが議論の軸となった。

文化遺産の「再建」については、これまで国際規範とされてきた関連条約や憲章の内容をみると極めて慎重な姿勢がとられてきていることはいうまでもない。それは、再建された対象が文化遺産の保全倫理にかかわる「オーセンティシティ」の基準を満たせるかどうかが一概に明確とはならないからである。しかし、今回の会合での場では再建やオーセンティシティについての既存の概念規範にとらわれない論旨も複数見られ、それを脱構築するとまではいかないまでも、自由に多角的な視点から問い直す学術的な対話の試みであったといえるだろう。イコモスの会合にはめずらしい心理学者の参加もあり、記憶が形成される装置や文化遺産保全行為の強力な現在性についての示唆に富む発言も聞く機会となり、知的刺激のある会合であった。



写真 ワークショップ参加者 (ICOMOS 提供)

参加者は、冒頭で各自のペーパー論旨を共有する機会は与えられたが、発表自体が主たる目的ではなく、用意してきた論考をグループセッションでの討論を通じて深めつつも変容させ、グループメンバーとのキーワードについての共通理解部分を拡大させることが意図されていた。また、この場が設けられたのは、世界中のベスト・プラクティスとしての事例研究を相互に紹介するためではなく、各自が特定の事例研究の文脈を超えた論考をおこない、それを共有することであった。すでにテーマについて問題意識を明確にする参加者の集まりであったため、議論は活発で豊かなものであった。とりわけ「未来設計・未来管理」を主題とするグループでは、これまでに幾度となく繰り返されてきた議論をなぞることなく、新鮮な視点に立ち、文化遺産の位置づけについて想像力をも働かせながら考え議論することが求められた。創造の源としての破壊といった革新的な論考を披露する参加者もあった。

会合自体は短いものではあったが、ここでの議論をもとに参加者各自が課題を持ち帰って論旨を再考し、完成した論文原稿の提出と査読のプロセスを経て成果物として公開することが、この先の課題となる。

参加者のバックグラウンドによって、「再建」という語をどう理解して使用しているかがイコモス内でも予想外に多岐にわたっていたことは注目に値する。30名前後のペーパー論旨を一覧すると、再建とは建造物を建て直す、復元することだけでなく、その場所に生きるコミュニティの生活環境を立て直すこと、社会的活力を復興させること、その場所に関わる人々の尊厳を甦生させること、をも含んで理解されている。実際、グループディスカッションの中では、そのような社会的状況の実現を可能とする建築空間の再建であれば、未来管理上前向きに認めてよい保全方法といえるのではないかと強調される場面もあったことを最後に述べて、ここでの報告としたい。

日本イコモス国内委員会小委員会報告

◆第6小委員会（鞆の浦）鞆の浦で進行中の雁木復元工事

伊東 孝

岩国市での錦帯橋世界遺産推進委員会の帰り、鞆の浦に立ちよった(2017/1/30)。鞆の浦ではとんでもないことが起きていた。五点セットのひとつである雁木の復元工事がおこなわれていた。日本イコモス第6小委員会（以下日本イコモス）では一昨年から広島県地域政策局・土木建築局（以下県）と、町中交通処理と高潮対策について協議をおこなっていたが、雁木復元工事の開始についてはなにも聞いていなかったからだ。高潮対策との関係で雁木部分に手をつけることは、確かに県から聞いていた。しかし復元工事内容の問題点が解決していなかったため、工事の開始はまだ先のことを考えていた。協議が整わぬうちに、工事が開始されてしまったのだ。

鞆の浦の松居さんに聞くと、工事は一週間ぐらい前にはじまったという。自分たちもどのような工事内容なのか心配だったが、日本イコモスと協議をしているというので、大丈夫かなと思っていたという。そういう問題があるなら翌日にでも、福山市にある県の東部建設事務所に行きましようということになり、鞆の滞在を一日延期した。

その日、事務所に伝えたことは、①事前連絡なく工事開始をしたことは、日本イコモスと県との信頼関係を損なうものであること、②雁木復元工事の根拠となる調査内容の開示、③今まで示された雁木復元工事内容は、文化財的に問題があるので、今後の日本イコモスとの協議では県と福山市の文化財担当者を同席してほしいことなどである。（文化財担当者の同席について日本イコモスは、協議のたびごとに伝えていた。）以上の件については、日本イコモスにもメールで報告した。

それから一週間後、東京の日本イコモス事務所で、以前から決まっていた県との協議がおこなわれた。席上、工事開始の事前連絡をしなかったことに

ついて県は詫言したが、工事内容の変更などについて言及することはなかった。文化財担当者の同席についても日本イコモスは強調したが、「検討する」(?)との回答であった。

約2ヶ月後の3月18日、再び県との協議会が日本イコモス事務所で開催された。まず文化財担当者の同席は、事業窓口が違う(?)ので同席できないとの断りがあったから、協議が開始された。第一工区の雁木復元工事はすでに終え、写真資料で説明がなされた。雁木を取りはずして発掘工事をしたが、発掘工事で何がわかり、それが復元工事にどのように反映されたのか、またトレンチの範囲や深さはどのように決められたのかなど、委員からさまざまな質問がなされた。しかしいずれの問いに対しても、明確な回答はなかった。帰り際、県は「十分な回答をできず、申し訳ありません」との言葉を残して去った。

一週間後の3月25日、岩国市での錦帯橋の委員会を利用して、再度わたしは鞆の現場を視察した。松居さんは福山市の文化財担当者に事前に連絡をとり、現場視察ができる段取りをしてくれていた。以下のようなことが判明した。

- ①福山市の発掘調査は、県からいわれた範囲内ではあるが、良心的におこなわれている。発掘調査で判明したことは県文化財担当者に伝えているが、それから先の扱いは不明。
- ②県文化財担当者は、「オブザーバーの立場で、市文化財担当者のお手伝いをしている」と発言していること。
- ③住民説明会で県は、日本イコモスと協議をしながら工事を進めていることなど。

4月2日に県知事による住民説明会のあることも聞いた。県との協議の場で、「住民が了承している」といわれるとわたしどもの発言がにぶるように、住民も日本イコモスの名がでると、深い追及ができなくなるという。このままだと日本イコモスが免罪符的に利用されることを恐れたわたしは、確認の意味もかねて、住民説明会にのぞむことにした。当日、県知事は「高潮対策や歴史的遺構の価値保全については日本イコモスと協議(?)しながらおこなってい



る」と発言した。また説明会后、鞆町内会の有志から県知事へ、「鞆港 雁木復元工事についての質問及び要望書」が提出された。

以上の状況をふまえ、日本イコモス第6小委員会では、雁木復元工事については文化財担当者との直接的な対話が必要と考え、こちらから現地に赴くことにした。先日、県から次のような回答をいただいた。

「教育委員会としても前向きに検討してもらっているが、他団体との関係もあり、組織としての対応について、内部で協議をしてもらっている状況にあります。引き続き、関係者との調整に時間をいただければと思います」(5月10日)

県もこのままではまずいと考えたのだろうか。現場での工事は、4月2日以降、ストップしている。

◆第13小委員会(眺望遺産及び setting) 活動報告と計画

赤坂 信

2016年 活動報告

一昨年(2015)の夏に旧国立競技場が取り壊されることによって明治神宮絵画館前に富士山の姿が出現し、多くの人々が関心を寄せることとなった。本小委員会は日本イコモスの富士山眺望の保全の見解を示す「声明」を出すことにし、拡大理事会メンバーにメール審議していただいた。その結果、7月11日付で「外苑絵画館前からの富士山眺望の保全に関する声明」を出すに至った。同日、文部科学省記者クラブ、7月13日、外国特派員協会に、さらに新聞社数社に「声明」を配布した。その後、「声明」が出てからNHKから1時間半にわたる取材があったが、報道されず。TBSから取材の問い合わせがあったが、その後連絡無し。神宮外苑に隣接する区の委員会から「声明」に関するいくつかの質問があった。

2017年 活動計画

1. 現在取り組んでいるのは、明治神宮外苑の絵画館の背後に建設が計画されている(仮称)外苑ホテル*の眺望問題。青山通りから2列のイチョウ並木でヴィスタラインが強調され、ランドマークとしての

絵画館が中心に見えるように明快に意匠されたもので、外苑ホテルが建設されることになれば、絵画館の左側にその建物が現れ、国の重要文化財である絵画館への眺望の価値がおおいに損なわれることになる。

*階数13階、高さ約50m、都市計画決定2016年、着工予定2017年、設計 日建設計、事業主 明治神宮 三井不動産

2. 東京都の「眺望に関する景観誘導」では眺望点が定められているが、ただの1点のみ。これではシークエンス景観(移動することで変化する景色)の保全にはならない。東京都で定めた保全対象は絵画館の頂部(ドーム部)から左右30mずつに限られて、建物の両翼に及ぶものではない。こうした状況では絵画館背後のスカイラインの保全は困難であり、「眺望に関する景観誘導」を全うすることはできない。有効な景観誘導をはかるために制度設計の見直しが求められる。

以上、1については事業主に対し、2については東京都、関係する新宿区に対して提言する。なお、「絵画館への眺望を損なう神宮外苑ホテル計画に関する提言(案)」を本小委員会で準備し、6月24日(土)の拡大理事会でこの件に関する簡単な報告を予定している。

第2回mASEANa Project 国際会議(ハノイ)報告 アセアンmodern建築のパイオニアたち

村松 伸

2015年11月に設立されたmASEANa Project2015-20は、modern ASEAN architecture Projectの略であり、国際交流基金とmASEANa Project実行委員会の共同事業である。その目標は、1. アセアン近現代建築のインベントリーを作ること、2. アセアン近現代建築史を描くこと、3. アセアン近現代建築の保全を考えること、の3点である。国際交流基金は、このプロジェクトを5年間、つまり、

2016年から2020年まで共同主催することと決め、とりあえず、タイ、ベトナム、インドネシア、ミャンマー、カンボジアについて、順繰りに重点的に、現地の研究者たちと調査、研究を進めていくこととなった。2016年度はまず、ベトナムから始めることとし、ホーチミン、ハノイの二つの重要な都市で、現地の研究者や学生たちとともに近現代建築のインベントリーを作っていた。

2017年1月ハノイで開催された第2回 mASEANa Project 国際会議は、テーマをアセアン近現代建築のパイオニアたちと銘打ち、アセアン各国から専門家を招いて各国のパイオニアたちの紹介、分析について議論をおこなった。カンボジアのヴァン・モリバン、インドネシアのシラバン、フィリピンのロクシンなど、日本では知られていない建築家たちがそれぞれの国の近現代建築を作ったということに、日本からの私たちだけでなく、アセアンの当事者たちも感銘を受けた。

これらの建築家たちは、いくつかの共通性を持っている。順不同で述べれば次のようになるだろう。

1. 戦前の植民地で建築教育を受けたこと。宗主国の建築理解が色濃くしみわたっている。
2. 冷戦という二つに分断された世界構造が、かれら建築家にも影を落としていること。ベトナムが典型的だが、北ベトナムはソ連の影響、南ベトナムはアメリカの建築の影響が強い。この差異は、北朝鮮と韓国、中国と台湾でも如実に見ることができる。
3. ル・コルビュジエから始まるモダンムーブメントがアメリカとソ連経由でやや形式化されて伝播したものが、観念的に利用されていること。
4. 建設技術、構造・設備、材料などについては、戦後賠償で戦後再びこの地域に参入した日本の影響が色濃くつよい。彼らアセアン建築のパイオニアたちは、実はこの日本の大手ゼネコンと肩を組みながら進んでいったといえる。
5. 気候への関心が強いこと。気候への関心は、ル・コルビュジエのチャンディガールなどからの影響であって、とりわけ、東南アジアの熱帯気候

への配慮が好んで模倣された。

6. 伝統への関心が強いこと。彼らはいずれも、モニュメントとしての建築の設計に関与して、国家をシンボライズすることに熱情を傾けた。
7. 政治家たちとの関係が強いこと。シラバンとスカルノ、ヴァン・モリバンとシアヌーク、ロクシンとマルコスなど、建築家と政治家、しかも強権をもった政治家と強いつながりが、かれらをパイオニアとして後押ししていった。

2017年3月には、東京でさらにその結果が日本に紹介された。この成果は報告書となって印刷されている。部数が少ないためPDFのみであれば DOCOMOMO International のウェブサイトダウンロード可能である。

熊本地震文化財復旧の今

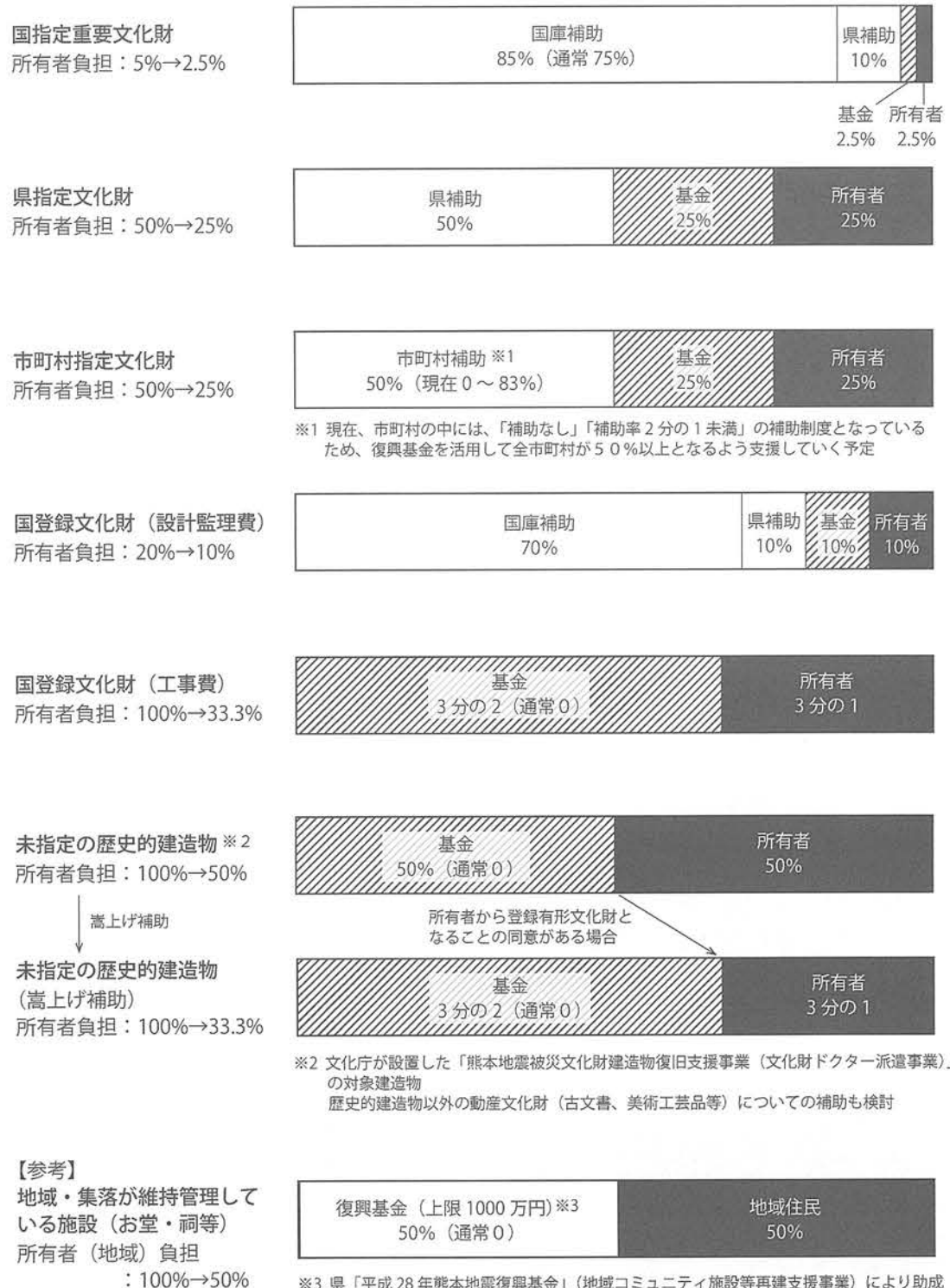
矢野和之

平成28年熊本地震から1年を過ぎ、現地はやや落ち着きを取り戻した感もあるが、本格的な復興復旧はこれからである。日本イコモスも被災文化財に対して様々な活動を熊本在住の会員とともにやってきた。今回はその現状をお伝えする。

熊本地震被災文化財の修復工事が、国指定重要文化財である江藤家住宅や阿蘇神社、特別史跡熊本城などで開始されている。このような指定物件の他、登録文化財や未指定文化財の支援については、いち早く中小企業庁の「グループ補助金」での修復が始まっていたが、住宅部分には適用されず、文化財独自の支援の仕組みづくりが必要であった。特に未指定文化財の修復支援に関しては、日本イコモスでも熊本県や熊本選出国議員に要望し続けてきた。熊本県は、「平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金による支援」として寄付等をベースとした「県被災文化財等復旧復興基金」の中から支援することとなった。登録有形文化財の設計監理に関しては、国、



「平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金」による民間所有者への支援



熊本県資料「平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金による支援の概要について」（民間所有者への支援イメージ）をもとに作成

図1 「平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金」による民間所有者への支援

県、基金併せて90%、登録または登録への同意をした歴史的建造物には工事費の2/3の支援、歴史的建造物としての価値が認められたものに関しては1/2の支援が可能となった。また、各集落にある神社社殿に関しては復興基金からコミュニティ施設として最大2千万円の1/2が支援されることになった。申請が市町村を通じて始まったところであるが、どこにいくら出すかという詳細検討はこれからといえる(図1参照)。

日本イコモスや建築学会・建築士会連合会などの要望が一定の成果を上げたといえるが、中には、工事費が5千万円以上となるものがあり、個人所有者の負担が数千万円に達するとすると、公費解体を選ばざるを得ない状況になっている所有者もいる。やはり高齢化の中で1千万円以上の支出はかなり厳しい現実がある。5月末に熊本市内で一番原型を保ってきたとされる町屋である「森本襖表具材料店」が公費解体されることになった。そろそろ保存できるかどうかの時間との勝負が始まったといえる。

神社などの修復に関しても、例えば西原村の「八

王社」は修復に5千万円強は必要で、1千万円という復興基金からの支援では、被災した氏子達にとっては役に立たないことも考えられる。村の指定文化財にして別の支援を考えなければ、江戸時代の優秀な意匠を持つ社殿も解体せざるを得なくなるのではないだろうか。

今回の文化財復旧支援で重要だと感じたのは、行政と所有者の間に中間支援組織としての民間プラットフォームが重要な役割を果たすことである。行政と協力し所有者に対し様々なアドバイスをを行う、ボランティアを基本とする団体が必要である。なが年熊本市のまちづくりの活動をしてきた「熊本まちなみトラスト」をNPO法人化して被災文化財のこれからの支援を行うこととなった。理事長は伊藤重剛氏、事務局長は富士川一裕氏で、共にイコモス会員であり、矢野も理事の一人として活動する予定である。将来国の指定を目指したり、都市の歴史的景観を保つためであったり、また観光のために現在絶対残さなければならぬ歴史的建造物に対してきめの細かい支援をしていくこととしている。



写真1 営業していた頃の森本襖表具材料店



写真2 ファサード移築保存のために集まった新町・古町研究会メンバーとボランティア(大工)の活動



新入会員の声

石野利和

イコモスの皆様には、ユネスコ日本政府代表部及び文化庁文化財部在勤中に大変お世話になると同時に、学術的・専門的な知見にいつも目を開かされる思いがしていた。

世界文化遺産やユネスコ無形文化遺産のあり方に関し、文化遺産の保護の観点に立って考察を深めていきたい。

北 茂紀

私は構造設計事務所を主宰しており、文化財建物の耐震補強業務に数多く携わっている。文化財建物の耐震補強においては、文化財の価値を維持し後世に伝えていくことと、その建物に係る人の命を守るために安全性を確保することが要求され、これらは時として相反する措置を要求することとなる。このことにいつも悩み、迷いつつ設計を行っているが、本会での多くの知見に触れることによって、少しでも良い回答を自分なりに出せるようになることを希望している。

舟引敏明

1979年から2015年まで国土交通省（建設省）に在籍、主に都市局で公園緑地、造園、景観、歴史的風土保存、歴史まちづくりに関する法制度の企画立案、実施に携わった。2016年度より宮城大学で教鞭をとっている。

今後も日本の歴史的風土の保存を活動分野の一つと考えている。現在は東北地方における歴史まちづくりの政策決定過程の研究等を始めたところであり、教育・研究活動を通じて地域に貢献したい。

高村功一

文化財建造物保存修理の世界に入って35年程たつ。主に国宝・重要文化財建造物の修理に携わってきたが、公共団体指定や登録文化財の修理の際は違

た修理方法が必要と考える。また、宗教建築、民家、商業建築、近代化遺産等でもそれぞれ違った修理方法が求められる。とはいえ、歴史的建造物には必ず文化財的な価値が備わっており、修理の際には、この価値を見極め、残すことを心掛けている。

鳥越けい子

活動のテーマは「サウンドスケープ（音の風景）」。

各地の環境文化を発掘・発信するための調査研究をおこないながら、まちづくり、環境保全・デザインから環境教育に至る各種のプロジェクト、都市をフィールドにしたワークショップ等のプロジェクトを手掛けている。入会後は、「形あるもの・見えるモノを超えた文化遺産」のあり方を追求したい。

平井奈美

2015年よりネパール地震からの復興を目的としたJICA事業に開発コンサルタントとして参画（文化遺産／観光、住宅復興）。2017年3月よりJICA個別専門家ネパール文化遺産アドバイザー（修復事業管理）として、ネパールの考古局に赴任。その他、中南米及びインドにおける文化遺産を含む観光開発関連事業、文化無償資金協力事業（文化遺産保存関連を含む）の評価等に携わってきた。

中山一郎（学生）

ユネスコの世界遺産条約における“顕著な普遍的価値”について、価値が文化や言語の境界を越えて普遍性を獲得できるのかと疑問を抱いていました。貴委員会の活動を通して普遍的な価値をどうテキスト化し、周知させるのかを学んでいきたいと考えております。

大学院での研究では、ツーリズムに伴う文化の客体化が文化財・文化遺産の保存システムに及ぼす影響について考察を深めていく予定です。

あまりに未熟な身ですが、なにとぞよろしくお願いいたします。

お知らせ

◆日本イコモス賞・日本イコモス奨励賞の募集について

7月28日（金） 応募及び推薦の締切

日本イコモス賞及び日本イコモス奨励賞はそれぞれ文化遺産の保護に顕著な業績を挙げた個人または団体に授与し、その功績を日本イコモス国内委員会として讃えらるとともに、その成果を広く社会に広めたいとの目標を持って、2014年に創設されました。会員等の推薦を得て、これまで3回の選考と授賞を行って成果を挙げています。しかし、その募集においては、必ずしも多くの授賞候補が集まっているとは言いがたいのが実状です。

2017年度からの3年間は、委員長の指名を受け、再任を含めて以下の選考委員で選考を進めることになっています。前回までの受賞者の決定時期が、受賞者の授賞式への出席及び講演準備の期間を考えると、やや遅いとの反省から、今年度はおおよそ下記のように実施する予定です。

会員の皆さんには日本イコモス賞、日本イコモス奨励賞にふさわしい業績をあげた人、もしくは団体について、多くの候補を応募、推薦して頂きたい。募集期間が短く、たいへん申し訳ありませんが、ぜひよろしくお願いします。この表彰制度の発展は、いうまでもなく応募・推薦の内容と数量にかかっています。

応募及び推薦の締切：7月28日（金）

受賞者の決定：9月16日（土）拡大理事会において

授賞式：12月2日（土）年次総会后

今年度の募集要項、推薦書式等については、日本イコモス国内委員会のHPの最初のページの左端の「日本イコモス賞」のバナーを選択し、参照してください。

2017年度～2019年度 選考委員：

荻谷勇雅（委員長）、前田耕作、田原幸夫、岸本雅敏、高崎康隆

「日本イコモス賞」および「日本イコモス奨励賞」の応募・推薦について

日本イコモス国内委員会におきましては、建造物、伝統的建造物群、文化的景観、遺跡である記念物及び歴史風土の保存、保全及び活用の振興をはかるため、「日本イコモス賞」及び「日本イコモス奨励賞」を授与します。

日本イコモス賞は、文化遺産の保存活用理念、保存活用活動、保存活用プロジェクトの前進に貢献し優れた業績をあげた者に授与します。日本イコモス奨励賞は、若手研究者の育成と研究の奨励を目的として、文化遺産の保存活用理念、保存活用活動、保存活用プロジェクトの前進に優れた業績をあげたおおむね45歳未満の者に授与します。

下記の募集要領にて、日本イコモス賞および日本イコモス奨励賞を募りますので、会員各位には2017年7月28日（金）までに審査に必要な応募・推薦書ならびに審査参考資料を添付のうえ、ご応募またはご推薦をお願いいたします。

日本イコモス国内委員会

「日本イコモス賞」「日本イコモス奨励賞」候補募集要領

受賞者資格：文化遺産の保存活用に貢献し、優れた業績をあげた会員等。

部門：

日本イコモス賞…文化遺産の保存活用理念、保存活用活動、保存活用プロジェクトの前進に貢献し優れた業績をあげた



者

日本イコモス奨励賞…文化遺産の保存活用理念、保存活用活動、保存活用プロジェクトの前進に優れた業績をあげたおおむね45歳未満の者

応募・推薦：日本イコモス賞および日本イコモス奨励賞は、日本イコモス国内委員会会員が応募または推薦するものとする。ただし、受賞候補者及び団体は、日本イコモス国内委員会会員の是非を問わない。応募または推薦の際には、別紙の応募・推薦書に、上記の業績内容を示す審査参考資料（印刷物ほか）を添え、封筒に「日本イコモス賞 資料」と朱書きした上で、「日本イコモス賞選考委員会」宛に期日までに送付すること。なお、審査参考資料は原則として返却しない。

選考：日本イコモス賞選考委員会が審査を行って受賞候補者を選出し、理事会の議決を経て受賞者を決定する。なお、選考の経緯や授賞理由等は、本年度総会の席上にて公表する。

表彰：本年度総会後の授賞式において、表彰状、賞牌を贈る。受賞者は、授賞式において講演を行う。

選考委員：荻谷勇雅（委員長）、前田耕作、田原幸夫、岸本雅敏、高崎康隆

問い合わせ先：日本イコモス国内委員会事務局
(TEL.03-3261-5303)

email:jpicomos@japan-icomos.org

補注

1. 日本イコモス賞において、共同研究または共同作品については、受賞候補者は特にその中で業績が認められる者としします。ただし、団体を表彰することもあります。日本イコモス奨励賞は、研究者個人を対象としします。
3. 応募・推薦理由は、評価の視点が明確になるよう、応募・推薦書の書式に基づいてなるべく詳

しく書いてください。

4. 応募・推薦対象が発表された文献（コピーでも可）を必ず3部添付してください。

提出期限：2017年7月28日（金）（期日厳守）

提出先：〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2-5-5

（株）文化財保存計画協会気付

日本イコモス国内委員会事務局

「日本イコモス賞選考委員会」宛

※封筒に「日本イコモス賞 資料」と朱書きして下さい。

◆第19回国際イコモス年次総会・国際学術シンポジウムについて

【日時】2017年12月11日（月）～12月15日（金）

※UNESCO及びICCROMの別会議の為、当会議日程が変更されていることをご注意ください。

【場所】インド、デリー

【シンポジウム テーマ】"Heritage & Democracy"

・事前会議：2017年12月8日（金）～12月10日（日）

・事後会議及びイベント：2017年12月16日（土）

～12月17日（日）

※理事会後、デリー市内を観光します。

【ビザ】

・外国人参加者は、会議ビザ（Conference Visa）の取得が義務付けられています。

・申請の際に主催者からの招待状が必要ですので、まずは総会への登録をお願いします。

総会への登録完了後に皆様へ招待状が送られます。

VISA インフォメーション（ICOMOS HP）

<http://icomosga2017.org/visa-information/>

事務局日誌

(2017年2月11日～2017年5月17日)



- 2/13 公益財団法人ユネスコ・アジア文化センターより「ACCUnews 401号 2017年2月号」を受領。
公益財団法人ユネスコ・アジア文化センター文化遺産保護協力事務局より「文化遺産ニュース Vol.29」を受領。
- 2/14 国立大学法人筑波大学団体基礎構造研究会より「団体の基礎構造に関する調査」を受領。
百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議より、「第6回百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進シンポジウム開催に係る後援名義の使用について（依頼）」を受領。
- 2/16 「日本イコモス国内委員会の後援名義ご使用について（回答）」を、百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議に送付。「第6回百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進シンポジウム」へ後援名義の使用を承諾した。
熊本市財政局財務部管財課より「熊本市花畑別館の解体着手について（回答）」を受領。
武庫川女子大学生活環境学部建築学科より、「わが国の近代建築の保存と再生」第17回講演会：20世紀の巨匠・ル・コルビュジエと世界遺産 国立西洋美術館—わが国の近代建築への影響—及び「シルクロードの文化と建築」第6回講演会：シルクロードの陶器とタイル開催に係る後援名義の使用について（依頼）を受領。
- 2/17 広島県港湾漁港整備課より、「江之浦～焚場間の高潮対策について」を受領。
- 2/21 日本イコモス国内委員会の後援名義ご使用について（回答）を、武庫川女子大学生活環境学部建築学科に送付。「わが国の近代建築の保存と再生」第17回講演会：20世紀の巨匠・ル・コルビュジエと世界遺産 国立西洋美術館—わが国の近代建築への影響—及び「シルクロードの文化と建築」第6回講演会：シルクロードの陶器とタイルへ後援名義の使用を承諾した。
- 2/23 公益社団法人日本ユネスコ協会連盟より「世界遺産年報2016」及び「世界遺産年報2017」（追加分）を受領。
独立行政法人国立文化財機構より「文化遺産防災国際シンポジウムに係る共催について（依頼）」を受領。
- 2/27 武庫川女子大学トルコ文化研究センターより「Intercultural Understanding 6巻」を受領。
文化遺産国際協力コンソーシアム事務局より「第20回文化遺産国際協力コンソーシアム研究会『世界情勢と文化遺産保護の未来』開催案内」を受領。
公益財団法人ユネスコ・アジア文化センター文化遺産保護協力研究所より「2016年事業報告書」を受領。
- 2/28 日本イコモス国内委員会の「共催名義ご使用について（回答）」を、独立行政法人国立文化財機構に送付。文化遺産防災国際シンポジウム—文化遺産を大災害からどう守るか：ブルーシールドの可能性Ⅱ—へ共催名義使用を承諾した。
- 3/6 定例会議を実施。
- 3/21 Underwater Training Committee (ICUCH) 日本代表の岩淵聡文先生より「活動報告レポート」を受領。
- 3/27 富山県世界遺産登録推進事業実行委員会より「『世界遺産登録推進国際シンポジウム2016 日本固有の防災遺産—立山砂防の防災システムを世界遺産に』報告書」を受領。
武庫川女子大学生活環境学部建築学科長岡崎基幸先生より「講演会シリーズ『わが国の近代建築の保存と再生』第17回講演会開催のご案内」を受領。
- 3/29 文化財建造物保存修理研究会会長斎藤英俊先生より「研究会誌『文化財建造物研究—保存と修理』Vol.2」を受領。
武庫川女子大学トルコ文化研究センターより「Archi-Cultural Interactions through the Silk Road—4th International Conference, Mukogawa Women's University, Nishinomiya, Japan, July 16-18, 2016, Selected Papers」を受領。
- 4/3 関西大学国際文化財・文化研究センターセンター長吹田浩先生より「『Journal of Center for the Global Study of Cultural Heritage and Culture』(第4号)」と「ニュースレター第4号」を受領。
- 4/4 広島県土木建築局港湾漁港整備課より「納町における県事業に係る住民説明会の『住民説明会資料』と『新聞記事』」を受領。
- 4/7 文化遺産国際協力コンソーシアム事務局より「平成28年度総会資料」「アセアン+3文化遺産フォーラム2015『東南アジア諸国と共に歩む～多様な文化遺産の継承と活用～』」「ASEAN+3 Cultural Heritage Forum 2015 "Potentiality of International Cooperation: Transmission and Utilization of Cultural Heritage in Southeast Asia"」「世界遺産としてのシルクロード—日本による文化遺産国際協力の軌跡—」「The Silk Roads as a World Heritage Site—Tracing the Origins of Japan's International Cooperation in Cultural Heritage」を受領。
- 4/7 東京文化財研究所より「TOBUNKEN NEWS No63」を受領。
- 4/10 広報会議を実施。
- 4/12 縄文遺跡群世界遺産登録推進本部より「北海道・北東北の縄文遺跡群」プロモーション映像DVD「北海道・北東北の縄文遺跡群」～世界文化遺産候補～、Jomon Archaeological Sites in Hokkaido and Northern Tohoku (English version)、「北海道・北東北の縄文遺跡群」～世界遺産登録をめざして～(北海道、青森県、岩手県、秋田県版)を受領。
- 4/14 Docomomo Japan mASEANa 事務局から「mASEANa Project 2016 Pioneers of modern architecture: The Report of mASEANa Project 2016 2nd & 3rd International Conference」を受領。
- 4/17 東京文化財研究所より「各国の文化財保護法令シリーズ [21] トルコ」、「世界遺産用語集 (改訂版)」を受領。
- 4/18 縄文遺跡群世界遺産登録推進事務局より「平成28年度『北海道・北東北の縄文遺跡群』の世界遺産登録に向けた国際専門家会議(国際的合意形成促進事業)実施報告書」を受領。
- 4/30 関西大学国際文化財・文化研究センターより「第2回エジプト学・文化財研究セミナー」を受領。
- 5/1 名勝依水園・寧楽美術館より「名勝依水園 修復整備事業報告書」を受領。
- 5/17 日本イコモス国内委員会の後援名義ご使用について（回答）を、国士館大学イラク古代文化研究所に送付。アジア・日本研究センタープロジェクト研究会、木構造と組積構造の比較に基づく日本建築の特徴とその保存継承に関する研究集会 総合テーマ：「建築遺産保存における木構造と組積構造：日本と西アジア」へ後援名義の使用を承諾した。

日本イコモス国内委員会 団体会員（代表者）

佐渡市（三浦基裕）

縄文遺跡群世界遺産登録推進本部（三村申吾）

百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議（松井一郎）

日本イコモス国内委員会 維持会員（代表者）

株式会社 鴻池組（蔦田守弘）

株式会社 プレック研究所（杉尾伸太郎）

株式会社 文化財保存計画協会（矢野和之）

株式会社 トリアド工房（伊藤民郎）

「国宝松本城を世界遺産に」推進委員会（菅谷 昭）

西武建設株式会社（中村 仁）

株式会社 小林石材工業（小林美和）

「善光寺の世界遺産登録をすすめる会」（加藤久雄）

株式会社 丹青社（青田嘉光）

株式会社 ゴールデン佐渡（宮原一徳）

ANA セールス株式会社（今西一之）

國富株式会社（國富將嗣）

富士急行株式会社（堀内光一郎）

公益財団法人 立山カルデラ砂防博物館（須沼英俊）

一般財団法人 砂防・地すべり技術センター（近藤浩一）

群馬県（大澤正明）

（敬称略・順不同）

●日本イコモス国内委員会

【第10期 執行部メンバー】（順不同）

委員長
副委員長

理事

監事

顧問

事務局長

本部副会長

日本イコモス賞・日本イコモス奨励賞選考委員会 委員長 荻谷 勇雅

【幹事】

第四小委員会 / 日本イコモス賞・日本イコモス奨励賞選考委員会
第四小委員会
第八小委員会
事務局
法人化
広報
ヤング・プロフェッショナル

西村 幸夫
岡田 保良
荻谷 勇雅
前田 耕作
尼崎 博正
石川 幹子
稲葉 信子
岡村 勝行
岸本 雅敏
土本 俊和
友田 正彦
内藤秋枝 ユミザベル
花里 利一
増井 正哉
益田 兼房
宗田 好史
山田 幸正
山名 善之
崎谷 康文
赤坂 信
石井 昭
前野 まさる
矢野 和之

河野 俊行

【小委員会主査】

第一小委員会（憲章）
第四小委員会（世界遺産）
第六小委員会（鞆の浦）
第七小委員会（観光と交通問題）
第八小委員会（バッファゾーン）
第九小委員会（朝鮮通信使）
第十小委員会（彩色）
第十一小委員会（歴史的都市マスタープラン）
第十二小委員会（技術遺産）
第十三小委員会（眺望遺産）
第十四小委員会（20世紀建築）
第十五小委員会（水中文化遺産）
第十六小委員会（コンサベーションアーキテクト）
第十七小委員会（遺産保全のための地盤および基礎）
第十八小委員会（文化的景観）
第十九小委員会（リコンストラクション）

藤井 恵介
岡田 保良
河野 俊行
荻谷 勇雅
崎谷 康文
三宅 理一
窪寺 茂
山崎 正史
伊東 孝
赤坂 信
山名 善之
池田 榮史
矢野 和之
岩崎 好規
石川 幹子
河野 俊行

日本イコモスパートナシップ参加施設

姫路城／仁和寺／彦根城・彦根城博物館／薬師寺／和田家（岐阜県白川村）／毛越寺／厳島神社／国立西洋美術館／二条城／相倉民俗館1号館、相倉民俗館2号館、五箇山民俗館、五箇山塩硝の家（富山県南砺市）／堺市博物館／中尊寺／茅野市尖石縄文考古館／石見銀山世界遺産センター、石見銀山資料館、熊谷家住宅、旧河島家（島根県大田市）／犬山城／舞鶴引揚記念館、舞鶴市立赤れんが博物館／富岡製糸場／太田家住宅（広島県福山市）

■日本イコモス ISC メンバー表

○は、各ISCの日本代表

委員会名	略称	委員
Analysis and Restoration of Structures of Architectural Heritage	ISCARSAH	○花里 利一・坂本 功・岩崎 好規・西澤 英和
Archaeological Heritage Management	ICAHM	○岡村 勝行・岸本 雅敏・小野 昭・中西 裕見子
Cultural Landscapes ICOMOS-IFLA	ISCCCL	○大野 渉・石川 幹子・本中 眞
Cultural Routes	CIIC	○杉尾 邦江・大野 渉
Cultural Tourism	ICTC	○宗田 好史・山内 奈美子・石井 昭
Earthen Architectural Heritage	ISCEAH	○岡田 保良・山下 保博
Economics of Conservation	ISEC	
Energy and Sustainability	ISCES	
Fortification and Military Heritage	IcoFort	○三宅 理一
Heritage Documentation	CIPA	近藤 康久
Historic Towns and Villages	CIVVIH	○福川 裕一・荻谷 勇雅
Interpretation and Presentation of Cultural Heritage Sites	ICIP	○門林 理恵子
Intangible Cultural Heritage	ICICH	○大貫 美佐子
Legal, Administrative and Financial Issues	ICLAFI	○河野 俊行・八並 麓
Mural (Wall) Paintings	ISCOMP	
International Polar Heritage Committee	IPHC	
Risk Preparedness	ICORP	○益田 兼房・大窪 健之・土岐 憲三
Rock Art	CAR	○小川 勝・五十嵐 ジャンヌ
Shared Built Heritage	ISCSBH	
Stained Glass	ISCV	
Stone	ISCS	
Theory and Philosophy of Conservation and Restoration	TheoPhilos	○石崎 武志・西浦 忠輝
International Training Committee	CIF	○内藤秋枝 ユミザベル・西村 幸夫・赤坂 信
Underwater Cultural Heritage	ICUCH	○稲葉 信子・福島 綾子
Vernacular Architecture	CIIV	○岩淵 聡文・池田 榮史・木村 淳
Wood	IIVC	○山田 幸正・大野 敏
20th Century Heritage	ISC20C	○渡邊 保弘・土本 俊和
		○山名 善之・田原 幸夫・鯉坂 徹

● ICOMOSとは

ICOMOS は、1964 年に採択された「記念物と遺産の保存に関する国際憲章（通称ヴェネツィア憲章）」を受けて 1965 年に設立された国際 NGO です。第 1 回総会は 1965 年 6 月にポーランドで開かれました。ユネスコをはじめとする国際機関と密接な関係を保ちながら、文化遺産保存に関する理論、方法論、科学技術の研究・応用、またユネスコの世界遺産条約に関しては、諮問機関として、登録の審査、モニタリングの活動等を行っています。各国の文化遺産保存分野の第一線の専門家や専門団体によって構成されており、2016 年 3 月時点で、参加国は 151 カ国を数え、会員は 9,500 人以上にのぼっています。28 の国際学術委員会を通じて様々な専門分野、テーマ別の活動が行われており、文化遺産の価値の高揚のための重要な役割を果たしています。

日本イコモス国内委員会は 1972 年にブタペストで開かれた第 3 回イコモス総会で承認され、関野克博士がその委員長に指名されました。1979 年に規約を採択し、イコモス本部執行委員会での承認を経て正式に発足しています。国内の文化遺産保存技術を高め、様々な情報を収集・交換し、後継者への技術的訓練を行う一方、各国の委員会やバリ本部と協力して、世界の文化遺産の保護のための国際協力活動を担っています。2017 年 6 月現在、会員 461 名、維持会員 16 団体、団体会員 3 団体、学生会員 2 名によって構成されており、これまでに専門的な調査研究を行う 19 の小委員会を設置してきました。年次総会のほか、年 4 回の理事会、研究会などの開催や会報の発行を行っています。



JAPAN ICOMOS/INFORMATION

Vol.10, No.6 20 June 2017

日本イコモス国内委員会 委員長 西村幸夫

事務局長 矢野和之 編集 山田幸正

〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-5-5 岩波書店一ツ橋ビル 13 階

株式会社 文化財保存計画協会 気付

Tel & Fax: 03-3261-5303 e-mail: jpicomos@japan-icomos.org

<http://www.japan-icomos.org/>

JAPAN-ICOMOS National Committee Secretariat

c/o Japan Cultural Heritage Consultancy

Hitotsubashi 2-5-5-13F, Chiyoda-ku, Tokyo 101-0003, Japan

Tel & Fax: +81-3-3261-5303 e-mail: jpicomos@japan-icomos.org

<http://www.japan-icomos.org/>